

議論要旨(2) 収益認識専門委員会における検討状況

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、IASB のワークプランによれば、収益認識のプロジェクトについて、今年末まで各論点について議論し、来年上期に最終基準の公表が予定されていることが紹介された。その後、井坂シニア・プロジェクト・マネージャーより、[審議事項（2）] の資料に基づいて、9 月の IASB/FASB 合同会議で審議された、①変動対価において認識する収益累計額の制限、②回収可能性、③貨幣の時間価値、④契約に関する問題についての論点と、これらについて議論した収益認識専門委員会での主な発言要旨について説明された。

説明の後、委員からは上記②に関連して次のような発言があった。

ある委員からは、契約が存在するかどうかの判断のための指標を追加することを IASB/FASB スタッフが提案し、両審議会が暫定合意しているが、収益認識の要件として回収可能性の閾値を設定することとの関係について質問があった。

これに対して事務局からは、次のような説明がなされた。契約が存在するかどうかについては、顧客が契約の履行を確約しているか、つまり支払の意思があるかどうかはその判断の要件の一つになっているが、（つまり顧客に支払いを確約していないがために）契約の締結当初から回収可能性が相当低いと分かっている場合には、契約が存在していないものとされ収益認識することはない。この部分について、顧客の履行の確約を判断するための指標の追加を暫定合意したと理解している。一方で、回収可能性については、そのような顧客の支払い意思のみならず、顧客の支払い能力の評価が主目的であるため、前述の履行の確約による契約の存在の評価に加え、収益認識の閾値や隣接表示等により、売掛債権の減損の可能性を包括利益計算書上に表示する必要があるものと考えられる。

ある委員からは、回収可能性（減損損失額）の包括利益計算書上での表示について、アジアの一部の設定主体は収益科目の隣接表示に反対し、現行基準通り販売管理費等として表示することを主張しているという声も聞くが、この点に関し IASB/FASB 合同会議で何か議論されていたか、という質問があった。

これに対し事務局からは、2011 年公開草案に対して各国の関係者からこのような意見が IASB/FASB に多く寄せられていると認識しているが、IASB/FASB 合同会議において、2011 年 ED の提案では収益認識に回収可能性が考慮されないため、減損損失額を販売管理費等として表示した場合は（回収不能額を含んだ）収益が過大に見えてしまう懸念があり、仮に販売管理費として表示する場合には（収益認識に回収可能性が考慮されるように）閾値を設ける必要があると言う議論もあったことを紹介した。

これに対しある委員からは、履行義務の充足を収益の認識要件とすることに納得感を持っているが、一方で一旦認識された収益を減損損失として減額する事象が多発するようであれば、そのような会計基準は投資家の利益にならないと思われることから、回収可能性は認識の要件として考えた方が良いのではないか、という意見があった。

この意見に対し事務局からは、企業の履行による財又はサービスの顧客への移転を収益認識の要件とする支配モデルにおいて、回収可能性を（閾値として）第 2 の収益認識の要件とすることが整合的ではないと考えているとの説明がされた。

ある委員からは、重要な財務要素を含む取引と、含まない取引とで、減損額の表示箇所が異なるという 2011 年公開草案の提案によれば、減損額が同じでも、重要な財務要素を含むかどうかで売上総利益の金額がまったく異なることになる点には違和感を覚えることと、過去に計上した収益に係る売上債権の減損部分を区別できる場合にはその部分については隣接表示を行わずに販売費及び一般管理費に計上できるような対応を図るべきであるとの意見があった。

以上